

2020年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民事訴訟法)

第1問

Xは、2019年11月5日、Yを被告として、200万円の貸金返還請求の訴えを提起した。第1回口頭弁論期日において、Xは、2018年10月18日に、XはYに200万円を貸し付け、これを2019年10月17日までに弁済することを合意し、2018年10月18日に200万円をYに渡し、かつ、弁済期が到来したことを主張した。これに対して、Yは、以上の事実の存在をすべて認めた上で、当該貸金債務は履行期までにすべて弁済したと主張したが、Xはこれを否認した。

これを前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 裁判所は、貸金債務の弁済の事実の有無について証拠調べをしたが、その結果、Xは200万円をYに貸し付ける合意をしておらず、YはXに200万円を弁済した事実もないとの心証を抱いた。この場合、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきであるか。

問2 裁判所は、貸金債務の弁済の事実の有無について証拠調べをしたが、その結果、Yによる金銭支払いは、YがXに対して負っていた別の250万円の売買代金支払債務の一部弁済としてなされたとの心証を抱いた。しかし、この売買契約締結の事実を両当事者は主張していなかった。この場合、裁判所は、この心証に従って、Xの請求を認容する判決を言い渡すことはできるか。

第2問

Aは、競争馬の所有を目的とし、Aら3名からなる民法上の組合Xの業務執行者である。Xの組合規約には、Xの業務執行者は対外的な業務執行を単独で行う権限を有すること、また、Xの財産（組合財産）を包括的に管理する権限を有することが定められていた。

Aは、Xの業務執行者として、牧場を経営するYに対し、組合財産である牝馬Bを繁殖目的で預託した。その後、牝馬Bは仔馬Cを出産したが、Yは、その事実をAら3名に告げることなく、仔馬Cを第三者Dに300万円で売却した。

Aは、Xの名で、Yに対し、Yによる仔馬Cの無断売却が不法行為又は準委任契約若しくは寄託契約上の義務違反になる、仔馬Cの適正評価額は500万円である、と主張して、500万円の支払いを求める訴え（本件訴え）を提起した。

これを前提に、次の各問に答えなさい。

(配点：40点)

問1 Xの名で提起された本件訴えは適法か。仮に適法である場合、その訴訟において、Aはいかなる地位に立つか。

問2 裁判所は、本件訴えを適法とした上で、仔馬Cの適正評価額を300万円と認め、Yに対し300万円の支払いを命じた。その判決の確定後、AはXを脱退し、入れ替わりでXに加入したZが、新たに業務執行者に選任された。Zは、仔馬Cの適正評価額は(Aの主張通り)500万円であるはずだと考え、自己の名で、Yに対し、前訴の認容額と適正評価額の差額である200万円の支払いを求める訴えを提起した。このとき、Zに当事者適格は認められるか。また、前訴判決の存在は、この訴訟に何らかの影響を及ぼすか。

<出題の趣旨等 2020年度 民事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では裁判上の自白について、問2では当事者による事実主張の原則について問うている。第2問は、問1では当事者能力、問2では当事者適格、および、既判力の主観的範囲について問うている。いずれの問題も、弁論主義および当事者に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

第2問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、裁判上の自白の定義、成立範囲、および、効果について、具体的な事例にそくして説明することが求められる。

問2では、当事者による事実主張の原則の成立範囲について、自己の見解を理由を付して示した上で、その見解によれば、具体的な事例においてどのような帰結となるのかを説明することが求められる。

・第2問について

問1では、民法上の組合の当事者能力の存否及び仮にこれを認めた場合の効果について、判例・学説の状況などを踏まえて説明することが求められている。

問2では、組合の業務執行者による任意的訴訟担当の可否、また、判決効の主観的範囲等について、判例・学説の状況を視野に入れて説明することが求められる。

以上